

乙第7号証

(第一類 第二号)

(一一八)

衆議院 政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員会議録 第二号

平成三十一年四月一日(火曜日)
午後二時十二分開議

出席委員

委員長 山口 俊一君

理事 小此木八郎君

理事 鬼木 誠君

理事 宮内

理事 後藤 祐一君

理事 安藤 高夫君

理事 池田 道孝君

理事 小田原 潔君

理事 神田 古賀 裕君

理事 伊藤 勝君

理事 森山 浩行君

理事 岳君 信亮君

理事 岩谷

理事 井野 俊郎君

理事 大塚 小倉

理事 小島 敏文君

理事 佐藤 明男君

理事 寺田 高橋ひなこ君

理事 田所 百武

理事 古川 公親君

理事 本田 落合

理事 黒岩 初鹿

理事 村上 史好君

理事 岸本 周平君

理事 竹内 讓君

理事 浦野 靖人君

総務大臣

政府参考人

内閣府大臣官房総括審議官

政府参考人

総務省自治行政局選挙部長

政府参考人

総務省自治行政局選挙部長

政府参考人

法務省大臣官房審議官

政府参考人

法務省大臣官房審議官

政府参考人

法務省大臣官房審議官

政府参考人

法務省大臣官房審議官

政府参考人

法務省大臣官房審議官

二月二十五日

国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律及び公職選挙法の一部を改正する法律案(内閣提出第一七号)

四月一日

高橋ひなこ君 同日 辞任 补欠選任 田所 嘉徳君

池田 道孝君 井野 俊郎君 小田原 潔君 高橋ひなこ君 佐藤 明男君 田所 嘉徳君 初鹿 明博君

同日 辞任 池田 道孝君 井野 俊郎君 小田原 潔君 佐藤 明男君 田所 嘉徳君 初鹿 明博君

池田 道孝君 井野 俊郎君 小田原 潔君 佐藤 明男君 田所 嘉徳君 初鹿 明博君

重藤 哲郎君 同(本村伸子君紹介) 第九四号 (藤野保史君紹介) 第九三号

衆議院調査局第二特別調査室長 荒川 敦君

政府参考人
(国税庁課税部長)

重藤 哲郎君

政党助成金を直ちに廃止することに関する請願
(藤野保史君紹介) 第九三号
同(本村伸子君紹介) 第九四号
は本委員会に付託されました。

取いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。
〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○山口委員長 御異議なしと認めます。よつて、
そのように決しました。

二月十三日 参議院選挙における合区の解消に関する陳情書
外一件(徳島市幸町三の五五 谷川俊博外九名)

(第四一號)

一月二十九日

公営合同演説会に関する公職選挙法の改正を求める意見書(北海道斜里町議会) (第七五〇号)

町村議員選挙においては男性議員及び女性議員ごとに一人一票とすることができるよう法

律の改正を求める意見書(北海道斜里町議会) (第七五一号)

は本委員会に参考送付された。

本日の会議に付した案件

政府参考人出頭要求に関する件

国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律及び公職選挙法の一部を改正する法律案(内閣提出第一七号)

政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する件

○山口委員長 これより会議を開きます。
政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する件について調査を進めます。
この際、お諮りいたします。
本件調査のため、本日、政府参考人として内閣府大臣官房総括審議官嶋田裕光君、総務省自治行政局長北崎秀一君、総務省自治行政局選挙部長泉淳一君、法務省大臣官房審議官保坂和人君、国税庁課税部長重藤哲郎君の出席を求め、説明を聽

この点について、私も、本来、地方議員というのは、これは首長さんもそうですけれども、自分地元をPRをしたいという意識もあるでしょうし、そうするべき立場の者ではないかと思うのですが、その方がせっかくPRのためにこういいうナंバーをつくったのに、それを利用できないないのはいかがなものかなということと質問主意書を出させていただきました。
一枚めくついていたので、まず最初に、このナンバープレートを交付をするに当たって支払うべき

を図り、選舉の公平公正を確保し、もつて民主主義の健全な発達に寄与することを目的として議員立法により制定されたものでござりますので、やはりきちっとした手続が私は重要なことだらうと考へております。

○森山(浩)委員 ありがとうございます。

続きまして、公職選舉法二百一条の九、都道府県知事又は市長の選舉における政治活動の規制についてとおなじことであります。

同じ期日の選舉でありましても、議員選舉と知事や市長の選舉は長さが違つてござつて、先に告示されるところのようなことがござります。その期間中については政党の活動等は禁止されるといふことなんですが、なぜ、説明をいただいていたる、政党その他の政治活動を行う団体の政治活動とどうことで、選舉時に規制されない政治活動に、パンフレットなどとおなじような区分に書ひてあります。

これらを含めまして、何ができるかできないのか、特に文書についてどのような定義になつておりますでしょうか。

○大泉政府参考人 都道府県の知事選舉又は市長選舉の期間中について申し上げますと、公職選舉法第二百一条の九の規定により、政党その他の政治活動を行つた団体、これにつきましては、いわゆる確認団体として、それら該当しない限りは、当該選舉の行われる区域において、ビルの旗やポスターの掲示など、政治活動であつても一定の禁止がかかるつてはいるところでござります。

これにつきまして、まず、ビルの旗につきましては、確認団体の本部が直接発行した本紙以外頒布することができないとされております。また、パンフレットにつきましては、

は、これは、当該選舉の特定の候補者の氏名又は氏名類推事項などが記載されない限りは、特段制限がないことになります。

これらは、基本的には、政治活動として行われても、そのとき行われてゐる選舉の選舉運動と似通つてしまふところがありますために政治活動も禁止しようとする趣旨からきておりますので、ビルなどは選舉運動手段にもありますので、紛らわしじビラが出ないよう禁止されてゐるとおなじことになります。

○森山(浩)委員 ありがとうございます。

実は、知事選舉が始まつた後に、当該選舉区での議員選舉の立候補予定者の政党の機関紙号外といふものが全紙に新聞折り込みをされてゐるという事例があつたことがございまして、それに対しても、じゃ、市選管、どうだいと、いや、これは違法じゃないですかとうような最初の判断があり、相談を府あるいは総務省にかけ合つたんですけどね、黒とは断言はできぬといふような話です。その日のうちに意見が変わつたといふ事例がございました。

これなんですかとも、知事選舉の最中に、その後告示をされる議員選舉の候補者が、自分の活動報告、これを頒布をする、自分の政党の機関紙号外として頒布をするというのは、これは合法でしょうか。

○大泉政府参考人 今、議員選挙の候補者が、自分の記事のある号紙を違反であるといふふうにして開いた当たらず、それは違反であるといふふうに思ひます。

ただ、その内容によりましては、その記載の内容によっては、選舉に関する報道、評論の保護範囲に當たらず、それは違反であるといふふうに思ひますので、それぞれ、その記事の内容ある号紙が、本部の発行するものなど限られてまいりますが、やられていない選舉につづての報道といふことになりますと、これにつきましては禁止する規定はございません。

○森山(浩)委員 いや、済みません、確認です。が、では、知事選舉が始まる前と始まつた後では、先ほど申しましたとおり、やられている最中の選舉につきましては、その報道、評論の自由が、本部の発行するものなど限られてまいりますが、やられていない選舉につづての報道といふことになりますと、これにつきましては禁止する規定はございません。

○森山(浩)委員 いや、私は衝撃でして、これは議員選舉の候補予定者が配るものでより規制されるものは、知事選舉に関する記事だけといふことによろしくですね。

○大泉政府参考人 機関紙誌を発行する場合に、規制の対象で明文であるのは当該選舉でござります。

それでは最後に、私の方では、昨年、政治資金規正法及び租税特別措置法の一部を改正する法律

案、それから公職選舉法及び地方自治法の一部を改正する法律案、そして政治資金規正法の一部を改正する法律案、この三本を衆議院に提出をしております。平成三十年十一月二十一日、私ども、各会派にお願いをして提出をしておりますけれども、これもまた召集日に付託をされております。ぜひこの委員会でも今後語つていただきたいというふうに思ひます。

○森山(浩)委員 ありがとうございます。

これは地方の市の選管も完全に間違つておりますので、しっかりと各位にお知らせをいただいて、徹底をいただくようにお願いをいたしたい。これがたゞだよと言われてゐるような話ではないかと思ひます。よろしくお願ひします。

○大泉政府参考人 ちょっと、先ほど新聞の号外で、これはたゞだよと言われてゐるような話ではあります。それで、その日のうちに意見が変わつたといふ事例があつたと、先ほど新聞の号外で、これもたゞだよと言ひました。それで、これはたゞだよと言われてゐるような話ではあります。

ただ、その内容によりましては、その記載の内容によっては、選舉に関する報道、評論の保護範囲に當たらず、それは違反であるといふふうに思ひますので、それでは、その記載の内容によっては、選舉に関する報道、評論の保護範囲に當たらず、それは違反であるといふふうに思ひますので、それでは、その記載の内容ある号紙が、本部の発行するものなど限られてまいりますが、やられていない選舉につづての報道といふことになりますと、これにつきましては禁止する規定はございません。

○森山(浩)委員 いや、済みません、確認です。が、では、知事選舉が始まる前と始まつた後では、先ほど申しましたとおり、やられている最中の選舉につきましては、その報道、評論の自由が、本部の発行するものなど限られてまいりますが、やられていない選舉につづての報道といふことになりますと、これにつきましては禁止する規定はございません。

○森山(浩)委員 今お話をありましたが、政令市も同じ権限じゃないかな?といふような話もありますが、先般の法改正で選舉権を二十歳から十八歳に引下げをしています。海外の事例なども参考にしておりますが、これはどういう理由でしたか。

○大泉政府参考人 選舉権年齢の十八歳への引き下げを内容とする公職選舉法は、平成二十七年に議員立法により提出され、成立しております。

これに關する経緯としましては、平成十九年に成立しました日本国憲法の改正手続に關する法律におきまして投票権年齢が本則で十八歳以上とさ

れていたところ、平成二十六年の同法改正の際には、四年後に自動的に十八歳以上に引き下げられるというふうな改正が行われましたため、同じ改正法の附則において必要な措置を講ずるところが望ましいという観点から、平成二十六年の改正法グループに属します選挙権年齢も一致させられ、これが平成二十七年に実現したということとなつております。

その選挙権年齢引下げの審議の過程におきまし

ては、選挙権年齢を十八歳とする理由につきまして、提案者から、若年層の政治的関心を高めるとともに、若者の声をより政策に反映させること、また、諸外国では十八歳以上としている例が多いことなどが挙げられておりと承知しております。

○森山(造)委員 その結果、十八歳で選挙権を得て、知事に、あるいは参議院に立候補するまでに十二年の差があります。十二年間は被選挙権はないけれども選挙権はある、こういう事例は海外ではござりますか。

○大泉政府参考人 G7の諸国などの下院を見ますと、それほど大きな差はないということでござります。ただ、上院につきましては、アメリカでは、日本と同じように、選挙権年齢が十八歳で被選挙権年齢が三十歳、イタリアでは、選挙権年齢が二十五歳で被選挙権年齢が四十歳というような例もございます。この二つの国におきましては、十二歳以上の差が設けられていると承知しております。

○森山(造)委員 選挙のないところもあります。

○大泉政府参考人 ではその三カ国、G7含め先進国系では三カ国といいますか、我々、被選挙権を五歳引き下げるという提案をこの法案の中でしております。判断力は十八歳でもあるんだとした中で、ぜひ五歳引下げ、被選挙権の方もやつていきたいと思いますけれども、大臣、今の状態、十二歳もあいている、ほとんどそういう国がない中で、今の日本の状態をどのようにお感じでしょうか。

○石田国務大臣 今、選挙部長から答弁させてい

ただいたように、諸外国の例を見ても、選挙権年齢と被選挙権年齢は必ずしも一致していないな

ど、被選挙権年齢のあり方にはさまざまな考え方があるものと承知をいたしております。

我が国の被選挙権年齢については、過去の国会での答弁によりますと、社会的経験に基づく思慮と分別を踏まえて設定されているとの説明がなされ、これまでたるものと承知をいたしております。

被選挙権年齢は、当該公職の職務内容、選挙権年齢とのバランス等も考慮しながら検討されるべき事柄であると考えております。いざれにいたしました、被選挙権年齢のあり方につきましては、民主主義の土台である選挙制度の根幹にかかるものでありますことから、各党各会派で御議論いただく述べ事柄であると考えております。

○森山(造)委員 引き続き議論してまいりたいと思います。よろしくお願ひします。

○山口委員長 次に、後藤祐一君。

○後藤祐一委員 国民民主党の後藤祐一でございます。

まずは、昨日、新しい、五月一日からの元号が令和と決まりたことを祝福したいと思います。

その上で、法律論として少し確認をしておきた

いので、内閣府から、きょう、審議官に来ていただきておりますけれども、今回、来週審議がされ

るのは、皆さんのお手元にある参議院の執行経費基準法案も施行日はことしの六

月一日となっております。これは直さなくてよろし

いわれたわけでございます。これは直さなくてよろし

いんでしようか、審議官。

○嶋田政府参考人 現在御審議中の法案の扱いに

つきましてござりますけれども、昨日、政府に

おきました、一応その取扱いについて考え方を整

理させていただきまして、本日公表させていただ

ないということ、それから、改元以外の理由によつて改正を行うような際には、当該法律案を、又は政令の全ての規定について改元を行う必要はないのでしょうかと聞いています。

○嶋田政府参考人 失礼いたしました。

五月以降の取扱いにつきましては、関係者において個別に検討の上、必要があれば所要の措置を講じていただくものではないかというふうに考え方を整理させていただいたものでございます。

○後藤(祐)委員 や、何を言つてゐるかわかつた人はほとんどいないと思うんですけど、要するに、直す必要はあるんですね、ないんですか。

かかるので、五月一日以降施行されるわけですか。全ての法律で一括して、平成三十一年と書いたというのは非常に重要な答弁なんですが、これ、一つ一つの法律ごとにやるのは非常に手間がかかるので、五月一日以降施行されるわけですか。

○嶋田政府参考人 四月中におきましては、公とされる文書の中では、まず、改元、元号を改める

政令というは、元号が、皇位の繼承があつた場

合に改めるという元号法の趣旨がございます。

で、各府省が作成して公にする文書にはまだ平成

といふのは用いますけれども、その後、五月一日を越えまして施行される段階におきましては、公とされる文書は平成を新しい元号に変えるといふことは、よろしいのではないかというふうに思料いたします。

○後藤(祐)委員 つまり、四月中は、令和といふものは、五月一日以後のことについても、四月中

だいておりますけれども、今回、来週審議がされるのは、皆さんのお手元にある参議院の執行経費基準法案も施行日はことしの六月一日となつておりますが、新しい元号が令和と発表さ

れたわけでございます。これは直さなくてよろしくないでしようか。

○嶋田政府参考人 五月一日の施行後に、確實に理解しますが、そうすると、この法律、五月一日以降、令和に直さなくていいんでしょうか。

○嶋田政府参考人 五月一日の施行後、平成といふ名前へ変えるというのがよろしくないのではないかというふうに考えます。(後藤祐一委員ごめんなさい、聞こえないです)と呼ぶ済みません。

五月一日以後の施行と云ふことでござりますな

らば、それを新しい元号を用いて表記するといふことは構わないというふうに考えております。

うことなのかなと思います。